

果樹産地再生支援資金のご案内

果樹産地を維持・発展させていくために必要な資金を融通します！！

(金融機関が融資し、県・市町村が利子補給します)

融資対象者

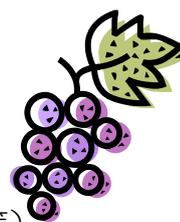
次のいずれかに該当する果樹農業者です。

- ①豪雪被害農業者
- ②規模拡大又は新規参入農業者（被災樹園地により拡大・参入する場に限ります）



資金使途

- ①樹園地復旧資金（補・改植、復旧経費等）
- ②果樹育成資金（補・改植樹木の育成費）
- ③減収補てん資金（減収に伴い不足となる経営費）
- ④その他果樹産地の振興に必要な資金（規模拡大、新規参入経費等）
- ⑤償還円滑化資金（既往営農債務の切り替え）



※⑤は果樹主業農業者で、規模拡大又は改植を行う農家に限ります。

融資限度額

原則として、個人：1,800万円 法人：3,600万円

融資期間

平成24年1月1日～平成28年12月31日まで

ただし、償還円滑化資金については平成25年12月31日までとなります。

償還期間

15年以内（うち据置期間は5年以内です）

貸付利率

- ◇資金使途①～④ 0.50%
- ◆資金使途⑤ 1.00%



本資金の申込みは、借入を希望するJA、銀行、信金、信組をお願いします。

本資金に関する質問は最寄りの県地域振興局農業振興普及課までお問い合わせください。

ホームページは「美の国あきたネット」をご覧ください。

トップページの右上で検索してください→

果樹産地再生支援資金

検索する